

平成八年法律第七十四号

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律
(排他的経済水域)

第一条 我が国が海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域を設ける。

2 前項の排他的経済水域(以下単に「排他的經濟水域」という。)は、我が國の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。)から、いすれの点をとつても我が國の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が國の基線から測定して中間線(いすれの点をとつても、我が國の基線上の最も近い点からの距離と、我が國の海岸と向かい合つている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。)を超えているときは、その超えていた部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線)とする。までの海域(領海を除く。)並びにその海底及びその下とする。

(大陸棚)

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚(以下単に「大陸棚」という。)は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

一 我が国の基線から、いすれの点をとつても我が國の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が國の基線から測定して中間線を超えていて、その線が我が國と外國との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線)とするとき、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線とする。までの海域(領海を除く。)

二 前号の海域(いすれの点をとつても我が國の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線によってその限界が画される部分に限る。)の外側に接する海域であつて、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの

(我が国の適用)(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動(前号に掲げるものを除く。)

三 大陸棚の掘削(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が國の公務員の職務の執行(当該職務の執行に関するこれら水域から行われる国連海洋法条約第二百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為

2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が國の法令を適用する。

3 前二項の規定による我が國の法令の適用に關しては、当該法令が適用される水域が我が國の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用關係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

第四条 この法律に規定する事項に関する條約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。